

補助金等判定会議の年間スケジュール

時期	7～8月	9月	10月	11～1月	2～3月	
実施内容	補助金等執行協議書提出	審査機関を決定	補助金等判定会議	市民委員審査、庁内委員審査結果及び委員講評の全庁周知	予算査定	集計及び情報公開
留意事項	各事業課等は翌年度の補助金等交付事業について、所定の協議書に添付資料を付して事務局（総務課）へ報告する。	事務局にて、約130件の提案事業を市民委員審査（約20件）・庁内委員審査（約20件）・事務局審査（約90件）に仕分け、事業課等及び審査委員に通知する。	市民委員審査を2日間、庁内委員審査は1日で審査を行う。事務局審査は総務課（書面審査）及び財政課（予算査定）にて審査を行う。	市民委員審査及び庁内委員審査の結果をまとめ、事業課へ通知する。審査結果を基に市民委員との市長報告会を開催し、指摘事項等を全庁周知を図る。	書面審査を終えた事務局審査案件の交付額等の妥当性を予算査定にて審査を行う。また、既に審査を終えた事業で、その後交付額等の内容変更が生じた場合には、予算査定により再審査を行うことができる。	当該年度の補助金等判定会議に提案された全案件を集計し、庁内周知を図るとともに、翌年度予算案議決をもって、集計結果をホームページにアップし広く周知を図る。
イメージ	<p style="text-align: center;">通年：補正予算による新規事業協議や当該年度既承認内容の変更協議</p> <p style="text-align: center;"> 昨年の指摘事項等に対し改善策等を判定会議にて報告する 補助金等判定会議での指摘事項等を基に、交付団体との協議や交渉を実施する </p>					
解説	<p>◇各部長は補助金主管として位置付けられており、各課等からの提案事業に必要性等付して事務局へ提出する。</p>	<p>◇市民委員案件は、主に新規事業や前年度からの継続協議が必要な案件を選定。 ◇庁内委員は、市民委員審査案件を補完する審査機関として、審査が必要と認める案件を事務局にて選定。 ◇事務局審査案件は、上記以外の全ての案件を審査する。</p>	<p>◇市民委員案件は、副市長を議長として市民委員3名・企画部長・総務部長による審査を行う。 ◇庁内委員は、総務部長を議長として、企画部長・病院事務局長・水道部長による審査を行う。 ◇事務局審査案件は、総務課及び財政課にて審査を行う。</p>	<p>◇市民委員審査及び庁内委員審査の結果をまとめ、市長報告会を開催し、会議を終えての所感や指摘事項などの意見交換を行う。 ◇市長報告会での内容は、今後の補助事業等の制度設計などに活かすよう全庁周知を行う。</p>	<p>◇市民委員審査及び庁内審査で承認を受けた補助額等は、その同額を翌年度予算額として計上することを原則とする。 ◇判定会議の承認後に状況変化等により、承認内容の変更が生じた場合には、予算査定により再協議ができるものとしている。</p>	<p>◇全案件を集約するにあたり、市民委員審査及び庁内委員審査については議事録を作成し、当該事業の審査内容も併せて、広く周知を図る。 ◇補助金等判定会議の案件は、翌年度予算額に直結するものであることから、3月議会で議決を経て公開している。</p>